

# 北海道バプテスト女性信徒の会規約

- 第1条（名称）この団体の名称は、「北海道バプテスト女性信徒の会」とします。
- 第2条（所在地）この団体の所在地は、北海道バプテスト女性信徒の会会長の住所に置きます。
- 第3条（目的）この団体は、北海道バプテスト連合規約第10条に基づき、相互の交わりを深め協力して伝道活動に参加すること、また、北海道連合の働きに積極的に協力することを目的とします。
- 第4条（構成員）北海道バプテスト連合加盟の教会・伝道所に属する女性信徒をもって構成します。
- 第5条（役員会）
- 1、役員会は会長、副会長、書記、会計各1名と日本バプテスト女性連合の委嘱を受けた実行委員1名によって構成され、会長がこれを招集します。
  - 2、役員の一人は日本バプテスト女性連合の実行委員を兼任することができます。
  - 3、役員任期は2年とします。
  - 4、役員は道東、道央、道南、道北の順にブロック毎で担い、構成します。
  - 5、役員は担当ブロックが推薦し総会で承認を得ます。
- 第6条（ブロック連絡委員）
- 1、道東、道央、道南の各ブロックに各1名の連絡委員をおきます。
  - 2、ブロック連絡委員はブロック集会・修養会開催の連絡調整と次期役員候補の選出調整をします。
- 第7条（総会）
- 1、総会は年1回、会長が招集します。
  - 2、総会は、原則的に全道的な集会の期間中に時間を設けて、あるいはそれに代わる形で行います。
  - 3、総会では以下の事項について協議します。活動・決算報告及び活動計画・予算、次期役員承認、その他。
  - 4、協議の決議にあたっては、1教会につき1票の議決権を有し、出席教会の過半数によって決めます。
  - 5、総会開催時に議長、副議長、書記の総会役員を置き、その選任は役員会に一任されます。
- 第8条（活動および活動費）
- 1、第3条の目的を遂行するために、ブロック集会・修養会・研修会・交流誌『ユニケ』の発行など、その他必要な活動を計画し実行します。
  - 2、本会の活動費は、北海道バプテスト連合の活動補助費をもって充てます。
  - 3、会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
- 第9条（団体設立年月日）本会の設立年月日は1997年4月1日とします。

（附則）	1997年4月	1日	内規施行
	2021年4月	1日	一部改正
	2021年4月	18日	一部改正
	2022年4月	24日	一部改正

## 役員選出の覚書 役員選出方法

- 1、担当ブロックは、ブロック集会・修養会の折に話し合い、役員候補を選出します。
- 2、ブロック集会・修養会の年の年度末までに候補者を決定し、ブロック連絡委員が役員会に報告し総会に推薦します。